

令和8年度奄美市建設工事入札参加資格者格付け基準

1. 工事種別の格付け等級

奄美市に本店を有する建設工事等の事業者で、入札参加資格審査申請のあった事業者を対象として格付けを行ないました。

土木は、A・B・Cの3等級とし、B+を含めて4運用としております。

建築は、A・B・Cの3等級とし、BをB1及びB2に分け4運用としております。

舗装・水道は、A・B・Cの3等級としております。

電気・管・解体・設計は、A・Bの2等級としております。

造園、建具、塗装、防水及び測量・建設コンサルタント業務は、格付けを行なっておりません。

2. 格付け等級別業者数及び標準金額

建設工事の標準金額に関する区分は以下の通りといたします。（昨年度と変更なし）

工種	等級	業者数	等級別標準金額
土木	A	13	3,000万円以上
	B+	4	2,400万円以上4,200万円未満
	B	15	1,200万円以上3,000万円未満
	C	38	1,200万円未満
建築	A	15	6,000万円以上
	B 1	10	3,000万円以上6,000万円未満
	B 2	14	600万円以上4,200万円未満
	C	24	3,000万円未満
電気	A	8	1,200万円以上
	B	12	1,200万円未満
管	A	7	1,200万円以上
	B	39	1,200万円未満
舗装	A	15	1,200万円以上
	B	15	480万円以上1,200万円未満
	C	25	480万円未満
水道	A	17	3,000万円以上
	B	20	1,200万円以上3,000万円未満
	C	21	1,200万円未満
下水道	A	16	3,000万円以上
	B	23	1,200万円以上3,000万円未満
	C	31	1,200万円未満
解体	A	17	600万円以上
	B	32	600万円未満
設計	A	6	360万円以上
	B	5	360万円未満